

武蔵野市不登校児童生徒の  
多様な学びの場のあり方検討委員会  
報告書

令和2年2月

# 目次

第1章 本委員会の検討事項	1
1 本委員会の検討事項	1
2 不登校児童生徒の学びの場のあり方	1
3 フリースクールとの連携	1
第2章 不登校児童生徒の学びの場のあり方について	2
1 適応指導教室チャレンジルームの現在の状況	2
2 不登校児童生徒の学びの場に関する課題	3
3 不登校児童生徒の学びの場のあり方に関する基本的な考え方	4
4 不登校児童生徒の学びの場に関する具体的な取り組み	4
第3章 フリースクールとの連携について	6
1 学校とフリースクールを取り巻く環境	6
2 フリースクールの現在の状況	6
3 フリースクールとの連携に関する基本的な考え方	7
4 フリースクールとの連携に関する取り組み事項	7
資料編	9
1 武蔵野市不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方検討委員会 設置要綱	9
2 委員名簿	10
3 委員会の開催状況	10
4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等 に関する法律（教育機会確保法）の概要	11
5 文部科学省通知	12

# 第1章 本委員会の検討事項

## 1 本委員会の検討事項

本委員会においては、平成30年度に設置された「武蔵野市不登校対策検討委員会」からの報告書で提言された「多様な学びの場づくり」を踏まえて、不登校児童生徒の学びの場のあり方とフリースクールとの連携について、教育委員会事務局を中心に実務者による検討を行った。

## 2 不登校児童生徒の学びの場のあり方

### (1) 適応指導教室チャレンジルームの機能強化（武蔵野市不登校対策検討委員会報告書より）

チャレンジルームは、児童生徒の自己肯定感を高め、将来的な自立に向けた学ぶ場として、悩み相談、学習支援、生活・集団活動支援、学校復帰に向けての支援、在籍校と連携した進路相談などを引き続き実施する。

児童生徒、保護者、学校、教育支援センターの意見を踏まえて指導方針を作成し、チャレンジルーム指導員や在籍学校教員と共通理解を図りながら指導を行う。また、ICT機器を活用した指導や発達に障害のある児童生徒への指導スキル向上についても検討する。

### (2) 適応指導教室の複数設置の検討（武蔵野市不登校対策検討委員会報告書より）

不登校児童生徒の通所の利便性と安全性を考慮し、また、学年齢に配慮したより適切な指導方法が可能になるよう、適応指導教室の複数箇所の設置など多様な学びの場のあり方について検討する。

複数箇所の設置を検討する際の留意点として、学校復帰を目指す児童生徒や長期不登校の状態からの改善を目指す児童生徒など多様なニーズに応えるために、指導内容や方法も含め柔軟な指導体制についての検討も必要である。

## 3 フリースクールとの連携（武蔵野市不登校対策検討委員会報告書より）

各学校では、保護者からの要望に基づき、フリースクールからの活動報告を参考にして、児童生徒がフリースクールで指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いにしている。今後はスクールソーシャルワーカー（※）などを通じてフリースクールの実態を把握し、学校とフリースクールとの連携について検討する。

※スクールソーシャルワーカー：児童生徒の置かれている環境に働きかけて状態を改善するため、学校、家庭、関係機関などと連携して支援を行う社会福祉士等の専門職。

### 【参考】学年別の不登校児童生徒数の推移

本市の不登校は増加傾向にある。不登校の原因は、人間関係、学業不振、家庭環境などであるが、複数の理由が複合的になり、一人一人異なるのが実態である。

(単位：人)

年度	小学校						中学校			小学校 合計	中学校 合計	総計
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年			
平成26年度	2	1	4	3	6	6	9	12	21	22	42	64
平成27年度	1	1	3	10	4	10	9	12	18	29	39	68
平成28年度	5	0	1	4	13	4	11	19	15	27	45	72
平成29年度	1	3	0	10	8	18	14	24	23	40	61	101
平成30年度	2	1	7	9	15	13	17	20	21	47	58	105

## 第2章 不登校児童生徒の学びの場のあり方について

### 1 適応指導教室チャレンジルームの現在の状況

現在のチャレンジルームは、学校生活への適応を主な目的として、午前中は個別学習、午後は一体感のある集団活動を行っている。朝の会、帰りの会、掃除の時間もあり、学校に準じた雰囲気運営している。小中学生が同一のスペースで学んでおり、異年齢交流がしやすい。

#### (1) 登録児童生徒数の推移

登録者は30名前後で推移している。不登校児童生徒の増加に伴い、登録者の不登校に占める割合が減少傾向にある。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	14	13	13	13	14
中学生	21	13	15	19	22
合計	35	26	28	32	36
不登校者数	64	68	72	101	105
不登校者に占める割合	54.7%	38.2%	38.9%	31.7%	34.3%

#### (2) 登録者の不登校の要因（平成30年度）

一定期間通室している児童生徒27名を対象とした内訳。児童生徒の不登校要因は複合的である。

要因	小学生	中学生	合計
友人関係	2	2	4
学業不振	0	1	1
集団生活	2	2	4
学校のきまり	1	0	1
家庭環境	0	1	1
発達状態	4	7	11
その他	0	7	7

#### (3) 月別来室児童生徒実数（平成30年度）

年間で見ると、2学期以降増加する傾向にある。登録しても来室できない児童生徒もいる。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学生	5	6	6	5	4	7	7	8	6	5	6	5
中学生	7	10	14	15	12	15	15	13	16	13	14	14
来室計	12	16	20	20	16	22	22	21	22	18	20	19
登録計	19	22	25	26	26	29	30	32	33	34	35	36

#### (4) 登録者の登録期間の内訳（平成30年度）

	1年未満	1年以上 ～3年未満	3年以上	合計
小学校	3	11	0	14
中学校	7	14	1	22

## (5) 時間割

午前中は個別学習、午後は集団活動を行っている。

項目	活動時間	内容
朝の会・読書タイム	9:15～9:30	
1 時間目	9:30～10:00	個々の学習の理解度に応じた個別学習支援を行い。基礎・基本の定着を目指す。
2 時間目	10:15～11:00	
3 時間目	11:15～12:00	
昼食・昼休み	12:00～13:00	
午後の活動	13:00～14:15	体育館（総合体育館・吉祥寺北コミセン）や屋外でのスポーツ活動、図書館訪問、英会話など。
掃除	14:15～14:30	
帰りの会	14:30～14:45	
退室	14:45	

※遠足、食育教室（そば打ち・うどん打ち・芋掘り・給食）、茶道教室、創作教室（絵手紙・張り子）などの行事も行っている。

## (6) 中学生の進路状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
都立単位制・ チャレンジスクール	4	2	1	4	6
都立普通高等学校	0	0	0	1	0
私立高等学校	2	1	1	0	3
私立高等学校 (通信制・サポート校)	5	0	0	2	3
専修学校その他	2	0	0	0	3
合計	13	3	2	7	12

## 2 不登校児童生徒の学びの場に関する課題

- (1) 市立小中学校では電子黒板やタブレットなどの ICT 機器の導入が進んでいるが、現在のチャレンジルームには ICT 機器が導入されていない。また、発達に課題のある児童生徒に対応するために、指導員のスキル向上も必要である。
- (2) 現在のチャレンジルームは、学校との連携を重視し、学校生活への適応力の向上を主な目的としており、学校復帰を目指す児童生徒にとってはなじみやすく、利用継続を図りやすい。しかしながら、長期不登校の状態から踏み出すことを目指す児童生徒については、その状態に応じた柔軟な指導支援ができる学びの場が必要である。
- (3) 高等学校等への進学を機会として学校復帰しても、再度不登校やひきこもりになる可能性がある。高等学校等に進学すると、市教育委員会では生徒の状況を把握することが難しくなることから、義務教育の段階から高等学校等への進学後も見据えた相談支援を行う必要がある。
- (4) 不登校児童生徒の増加や通所の利便性と安全性を考慮するとともに、多様な教育的ニーズに対応した相談や指導支援を行うために、学びの場を複数用意することが望まれる。
- (5) チャレンジルームに通室し、学校にも登校はできるが、教室に入れない状態や登校をしづめている状態にある不登校傾向の児童生徒に対応するため、校内における支援体制を強化する必要がある。
- (6) 新しい学びの場づくりを進めることに加えて、不登校児童生徒や保護者に学びの場を効果的に周知して利用につなげることが必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど教育相談の充実が望まれる。

### 3 不登校児童生徒の学びの場のあり方に関する基本的な考え方

不登校児童生徒の学びの場については、以下の基本的な考え方を踏まえて取り組みを進めることが望まれる。

- (1) 不登校は、本人の心理状態、友人や教員との人間関係、学業不振、家庭環境など複合的な原因により生じている。本人の状態に応じた指導支援を行うことのできる多様な学びの場を用意する必要がある。
- (2) 長期にわたる不登校の児童生徒は心理的に不安定な状態になりやすく、生活リズムも崩れがちであることから、本人や家庭への訪問支援などのアウトリーチを含めた長期的かつ継続的な相談支援を行う必要がある。
- (3) 現在の適応指導教室チャレンジルームにおいて、可能な機能強化として、ICT機器の導入による指導の充実や発達に課題のある児童生徒への指導スキル向上を図る必要がある。
- (4) 不登校児童生徒の増加、通所の利便性と安全性、多様な教育的ニーズに応じた指導支援を行う必要性を踏まえて、学びの場は全市的な視点から複数箇所に設置することが望ましい。

### 4 不登校児童生徒の学びの場づくりに関する具体的な取り組み

#### (1) 適応指導教室チャレンジルームの機能強化

##### ① ICT機器の導入

学習意欲が低い、集中力が維持できない、コミュニケーションを苦手としている児童生徒が多いこと、学校に比較して教材や教具が少ないことなどから、ICT機器（タブレット、電子黒板）の導入による指導支援の必要性が高い。

インターネットの学習サイトやデジタル教科書を活用した指導を行うとともに、行事の事前調べ学習、事後のグループ発表などに活用することが想定される。

##### ② 実践的な研修の拡充

これまでも療育機関や都立特別支援学校から専門家を招いて研修を行ってきた。今後も指導員がICT機器の活用やソーシャルスキルなど指導支援方法を実践的に学ぶ研修の機会をつくる必要がある。

##### ③ 保護者への情報提供

保護者会において、高等学校等への進学後の相談支援機関を紹介するとともに、保護者同士の意見交換を促進する場づくりなどの取り組みも行う必要がある。

#### (2) 新しい学びの場の開設

##### ① 基本的な方向性

適応指導教室チャレンジルームにはなじめない長期にわたる不登校の中学生を主な対象として、市立中学校で生徒の状態を把握できる義務教育の時点において、高等学校等への進学後を見据えるとともに、教育・福祉・医療・就労など分野横断的な観点から相談支援を行う新しい学びの場の開設を優先的に検討することが望ましい。

## ②想定する支援内容

ひきこもりがちな不登校生徒が安心できる居場所機能を第一に考えたうえで、民間事業者のノウハウも取り入れ、自己肯定感を育みつつ、個々の教育的ニーズに応じた学習支援に加えて、仲間づくりやキャリア教育を通じて社会性を培い、将来の社会的自立も視野に入れた支援を行うことが望まれる。また、学校・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーと連携して、本人や家庭の状態に応じた訪問支援などのアウトリーチ、保護者への相談支援も重要な取り組みと考えられる。

## ③想定する施設と今後の展開

不登校の生徒は心理的に不安定な状態になりやすく、生活リズムが不規則になりがちであることから、全市域から通いやすい場所に設置することが望ましい。市全体の公共施設の再構築が求められる中、新施設の早急な整備は難しい状況にあるが、増加傾向にある不登校の支援強化として、既存公共施設の活用や民間施設の賃借などにより、新しい学びの場の早期開設を目指すことが望まれる。開設後は、運営状況を検証してその後の事業展開につなげる。

### (3)校内チャレンジルーム（仮称）による支援

本市では、小学校の不登校児童も増加傾向にある。小学校の段階、特に低学年は早期の対応が重要であり、関係機関とも連携しながら学校内を中心として支援することが望ましい。

現状、各校では保健室を使用して別室登校支援が行われている。今後は、保健室に加えて、教育相談室、個別支援教室、特別支援教室などの場を使用していない曜日に「校内チャレンジルーム（仮称）」として有効活用することも視野に入れた体制づくりが必要である。この体制づくりには人材の確保が必要になるが、登校しぶりの段階の早期対応において効果を上げている「家庭と子どもの支援員」（※）の配置拡充と支援の質の向上による対応を図ることが想定される。

※家庭と子どもの支援員：不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対し、学校の教職員の指導のもと、登校支援、保健室での話し相手や個別学習の支援などを行う地域人材や大学生などの支援員。

### (4)ICT等を活用した自宅学習への対応

文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」においては、自宅においてICT等を活用した学習活動を行っている場合についても、保護者との連携・協力関係のもと、学習内容を確認したうえで、指導要録上の出席扱いとすることが望ましいとされている。文部科学省通知を踏まえて、学校・市教育委員会においても、ICT等を活用した自宅学習を多様な学びの場の一つとして捉えて対応することが望まれる。

### (5)学びの場につなげる支援の拡充

スクールソーシャルワーカーは、現在3名体制で中学校、小学校への派遣を行っている。不登校支援を中心に、保護者に学校生活に関する情報提供や子どもとの接し方の助言などの支援を行っている。

不登校児童生徒への早期対応を図るとともに、必要に応じて関係機関との連携を図り、学校や学校以外の学びの場につなぐ役割がますます重要になることから、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充する必要がある。中学校の卒業後、高等学校等への円滑な接続のために進学後の一定期間、見守りを継続することも期待したい。

### (6)保護者の集いの継続的实施

令和元年10月に「不登校を考える保護者の集い」を開催した。チャレンジルームや若者サポート事業などの市の取り組みに関する情報提供に加え、今後は高等学校等への進路状況やフリースクールなどの情報提供についても検討が必要である。保護者同士の交流の場についても、思いの共有や孤立感の緩和などが期待されることから、継続的な取り組みが望まれる。

## 第3章 フリースクールとの連携について

### 1 学校とフリースクールを取り巻く環境

- (1)本市の不登校児童生徒数は増加傾向にある。適応指導教室チャレンジルームの登録児童生徒数は30人程度で不登校児童生徒全体の約30%であり、フリースクールを利用する児童生徒数は10人前後となっている。
- (2)教育機会確保法では、国及び地方公共団体に、安心して教育を受けられる学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動や心身の状況などを継続的に把握するために必要な措置を講ずることを求めている。
- (3)教育機会確保法を受けて、文部科学省が策定した基本指針では、学校に登校するという結果のみを目標にするのではないことが示されている。国や地方公共団体は不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われるよう、本人や保護者に必要な情報の提供や助言などの支援をするとされている。
- (4)文部科学省は教育機会確保法や基本指針の趣旨を踏まえて、令和元年10月に改めて「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」を発出した。学校に登校するという結果のみを目標にすることなく、社会的に自立することを目指すとしている。
- (5)現状では、学校がフリースクールなどの活動内容を把握するには保護者からの情報提供やフリースクールからの活動報告が主なもので、より詳しい情報収集は難しい状況にある。
- (6)フリースクールに通う児童生徒の指導要録上の出席扱いについては、校長の判断に委ねられている。フリースクールの活動は多様かつ広域的となっていることから、国や東京都の動向を注視するとともに、フリースクールとの連携については、市教育委員会としても基本的な指針を示して、学校を支援する必要がある。

### 2 フリースクールの現在の状況

#### (1) フリースクールの活動

フリースクールなどの民間の団体等は、民間において自主的に設置・運営されており、不登校児童生徒に対し、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの体験活動、授業形式（講義形式）による学習などを行っている。

（平成29年2月文部科学省「フリースクール等に関する検討会議最終報告」より）

#### ※適応指導教室との違い

適応指導教室は区市町村教育委員会が設置する公的施設である。入会金や利用料は無料で、在籍校との連携を前提に学校復帰や社会的自立を目的として、相談支援、個別学習、集団活動や各種行事を行い、原則として指導要録上の出席扱いとしている。

#### (2)本市におけるフリースクールの利用状況（武蔵野市長期欠席傾向調査より）

令和元年5月に行った市教育委員会の長期欠席傾向調査においては、学校が把握している範囲で、フリースクールに通っている児童生徒は13名であった。

そのうち保護者の要望を踏まえフリースクールの活動報告書に基づいて、学校が出席扱いにしているケースは4名、通学定期割引申請があったケースは2名であった。また、フリースクールが主催する連絡会に在籍校の担任とスクールソーシャルワーカーが出席している事例も見られた。

調査年月	小学校	中学校	合計
平成30年9月調査	4名	3名	7名
令和元年5月調査	5名	8名	13名



### 3 フリースクールとの連携に関する基本的な考え方

フリースクールと学校・市教育委員会との連携については、以下の基本的な考え方を踏まえて取り組みを進めることが望まれる。

- (1) フリースクールに通う義務教育段階の子どもは、学校・市教育委員会が責任をもって関わるべき児童生徒である。教育機会確保法の趣旨を踏まえて、本人と保護者の意向を尊重しながら、学習活動の把握に努め、学習や進路選択などに必要な情報の提供、助言その他の支援を行う必要がある。
- (2) 不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にしないと示した文部科学省の基本指針を踏まえ、児童生徒の学習意欲に応えるとともに、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、将来の社会的自立を目指すよう支援する必要がある。
- (3) フリースクールは、多様化する不登校児童生徒のニーズに応じた柔軟な相談支援を行っている。学校・市教育委員会はフリースクールの活動内容をより深く理解し、ともに子どもを支援するパートナーとしての関係づくりに努めることが望ましい。
- (4) フリースクールに通う児童生徒への経済的支援については、自主的かつ広域的に活動しているフリースクールの特性を踏まえて、国や都の動向も注視しながら対応することが望ましい。

### 4 フリースクールとの連携に関する取り組み事項

3の基本的な考え方に基づき、フリースクールとの連携において、学校・市教育委員会が行う具体的な取り組み事項と、パートナーとしての関係をつくるフリースクールの活動状況を把握するためのポイントを例示する。これらを踏まえて、市教育委員会は学校が適切な対応を図れるよう手引きを作成するなどの支援を行うことが望まれる。

#### (1) フリースクールとの連携に関する具体的な取り組み事項

学校は、フリースクールに通う児童生徒について、不登校の要因などに配慮しつつ、本人・保護者とフリースクールの意向を尊重しながら、必要に応じてスクールソーシャルワーカーとも連携してできる範囲で取り組むことが望まれる。

#### 【学校の取り組み事項（例）】

- 1 指導要録上の出席扱いや通学定期券購入手続きなどについて本人・保護者に説明する。
- 2 児童生徒が通うフリースクールのホームページ閲覧や施設見学を行い、活動内容を把握する。
- 3 フリースクールから定期的に活動報告を求め、適切な相談・支援内容が確認できた場合には、指導要録上の出席扱いとする（次頁※）。
- 4 スクールソーシャルワーカーを本人・保護者に紹介し、家庭と学校との連携やフリースクール訪問などを行う。
- 5 学校で使用しているプリント類について、保護者などを通じてフリースクールに提供し、学習活動の参考に供する。
- 6 当該児童生徒の支援会議を開催する際に、必要に応じてフリースクールの担当者にも参加を要請する。
- 7 定期的（学期に1回など）に本人・保護者と面談を行い、現状と今後の対応について共有する。
- 8 進級・卒業など進路相談を行う際に、フリースクールによる相談活動なども参考にする。
- 9 中学校卒業後の支援（市の若者サポート事業など）について本人・保護者に情報提供する。

#### 【教育委員会の取り組み事項（例）】

- 1 スクールソーシャルワーカーなど教育委員会の職員が施設を訪問して情報共有を行うとともに、得られた情報を学校や保護者に提供する。
- 2 不登校に関する保護者向け講演会を行う際には、フリースクールの情報を提供する。
- 3 教育委員会が発行する不登校に関する資料に、フリースクールの情報を掲載する。
- 4 教員研修などにおいて、フリースクールについて理解を深める機会を設ける。
- 5 児童生徒の支援を行っているフリースクールとの意見交換の場を設け、学校や教育委員会との連携のあり方について意見交換を行う。

### (※)指導要録上の出席扱いについて

フリースクールに通う児童生徒の指導要録上の出席扱いについては、参考2（12ページ）の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の（別記1）「義務教育段階の不登校の児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」で示されている。これも参考にするとともに、不登校の児童生徒はその状態が一人一人異なることから、子どもの最善の利益を考慮して、柔軟に判断することが望まれる。

### (2) フリースクールの活動状況を把握するためのポイント

学校・市教育委員会は、フリースクールとの連携を行う際には、団体のホームページやスクールソーシャルワーカーなども通じて、以下のポイントを参考にして、パートナーとしての関係をつくるフリースクールの活動状況を把握し、本人や保護者と丁寧な関わりを持つことが望まれる。

#### 【フリースクールの活動状況を把握するためのポイント(例)】

- 1 活動理念を公開している。
- 2 支援体制、利用料金、施設内容を公開している。
- 3 一日の活動内容、年間行事、進路情報を公開している。
- 4 個別の支援計画を作成している。
- 5 教育相談・カウンセリング・進路相談を実施している。
- 6 保護者会を開催している。
- 7 一般公開日や説明会を開催し、学校や教育委員会が見学しやすい機会を設けている。
- 8 保護者の希望があれば、学校に支援内容を報告している。
- 9 児童生徒の在籍校の教員やスクールソーシャルワーカーの訪問を受け入れている。
- 10 児童生徒の在籍校の支援会議に担当者を派遣することができる。

## 資料編

### 【資料1】武蔵野市不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における不登校児童生徒の個々の教育的ニーズに柔軟に対応し、教育機会を確保することについて検討するため、武蔵野市不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会に報告する。

- (1) 今後の適応指導教室のあり方に関すること。
- (2) フリースクールとの連携に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成し、武蔵野市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小中学校の校長 各1人
- (2) 不登校対応に係る民間事業者
- (3) 教育部統括指導主事
- (4) 教育部指導課調査・研究担当専門嘱託員
- (5) 教育部教育支援課長
- (6) 教育部教育支援課教育支援センター長
- (7) 教育部教育支援課チャレンジルーム長

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置の期間)

第6条 検討委員会の設置の期間は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から令和2年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、教育部教育支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、令和元年5月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日に限り、その効力を失う。

【資料2】委員名簿（◎は委員長、○は副委員長）

市立第四小学校校長	○榛原 紀子
市立第一中学校校長	中嶋 建一郎
特定非営利活動法人元気プログラム作成委員会理事	早川 恵子
特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク	佐藤 真一郎
教育部統括指導主事	小澤 泰斗
教育部指導課調査・研究担当専門嘱託員	元木 靖則
教育部教育支援課長	◎牛込 秀明
教育部教育支援センター長	大平 高司
教育部チャレンジルーム長	大町 洋

《事務局》

教育部教育支援課教育支援センター担当係長	柳田 智仁
----------------------	-------

【資料3】委員会の開催状況

回	月日	検討内容
1	5月29日	委員長・副委員長の選出 武蔵野市不登校対策検討委員会報告書について チャレンジルームの複数設置の検討について 学校とフリースクールとの連携強化について
2	6月25日	都内の適応指導教室設置状況について チャレンジルームの複数設置の検討について 学校とフリースクールとの連携強化について
3	8月27日	チャレンジルームの機能強化と拡充について 学校とフリースクールとの連携に関する指針（案）について
4	10月30日	学校とフリースクールとの連携に関する指針（案）について 適応指導教室のあり方について 報告書案について
5	12月10日	報告書案について

## 【参考1】義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）の概要

### 一 総則（第1条～第6条）

#### 目的

教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

#### 基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育が受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

### 国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

#### 二 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

#### 三 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例後及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

#### 四 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる

構成員：(1) 都道府県の知事及び教育委員会、(2) 都道府県内の市町村長及び教育委員会  
(3) 民間団体等

#### 五 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の促進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

**【参考 2】不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年 10 月文部科学省通知より）**

**（支援の視点）**

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

**（別記 1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて**

**1 趣旨**

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

**2 出席扱い等の要件**

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。
- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- (4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

## (別記2) 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

### 1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があります。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

### 2 出席扱い等の要件

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

## (別添) 民間施設についてのガイドライン (文部科学省試案)

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

### 1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

### 2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ①不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ②著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

### 3 相談・指導の在り方について

- ①児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ②情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

### 4 相談・指導スタッフについて

- ①相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ②専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

### 5 施設、設備について

- ①各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ②特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

### 6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

### 7 家庭との関係について

- ①施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。



**【参考3】不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について（平成29年2月 文部科学省フリースクール等に関する検討会議報告より）**

不登校調査研究協力者会議報告で指摘されているように、不登校児童生徒への支援の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することであり、その意味においても、民間の団体等との連携などによる不登校児童生徒への支援に当たっては、学校に登校するという結果のみを最終目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立することを目指すことが必要である。

**【参考4】登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について（平成5年3月 文部省通知より）**

登校拒否の態様は様々であり、場合によっては、公的機関等において相談・指導を受ける期間が長期に及ぶことも考えられますが、このような児童生徒の通所に要する交通費の負担の軽減措置に関し、関係機関等と協議した結果、このたび別紙のとおり登校拒否児童生徒に対し通学定期乗車券制度が適用されることになりましたのでお知らせします。

（別紙）

**1 対象となる児童生徒**

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている義務教育諸学校の登校拒否児童生徒で、校長が、「登校拒否問題への対応について」（平成4年9月24日付文初第330号）に基づき、当該相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとした者とすること。

**2 内容**

上記1の登校拒否児童生徒が、相談・指導を行う学校外の公的機関や民間施設に通所するため鉄道又は乗合バスに乘車する場合、鉄道については実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が、乗合バスについては通学定期乗車券が発売されること。

**3 通学定期乗車券の発売手続き**

- (1) 鉄道については、登校拒否児童生徒が在籍する学校の校長が、各鉄道事業者の定めるところに基づき、実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。
- (2) 乗合バスについては、登校拒否児童生徒が在籍する学校の校長が、各バス事業者の定めるところに基づき、通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。
- (3) 具体的な手続きについては、必要に応じ各事業者に問い合わせるなど事務処理に遺漏のないよう留意すること。

**※通学定期（電車・バス）の割引手続きの流れ（例）**

**1 バスの場合（関東バスの例）**

- (1) 利用希望者は在籍校備え付けの通学証明書発行願に必要事項を記載して提出する。
- (2) 在籍校は、発行願の記載内容を確認後、利用希望者に通学証明書を発行する。
- (3) 利用希望者は通学証明書を関東バス営業窓口へ提出し、通学定期券を購入する。

**2 鉄道の場合（JR東日本の例）**

- (1) 利用希望者は、JR東日本が発行する通学証明書様式に必要事項を記載して在籍校へ提出する。
- (2) 在籍校は通学証明書様式の内容を確認後、必要事項の記載及び校長捺印のうえJR東日本へ提出する。
- (3) JR東日本は、通学証明書様式の内容を確認後、乗車券番号を記載し在籍校へ返送する。
- (4) 在籍校は乗車券番号が付記された通学証明書様式を利用希望者へ返送する。
- (5) 利用希望者は乗車券番号が付記された通学証明書様式をJR東日本の駅に持参し、通学定期券を購入する。

武蔵野市不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方検討委員会報告書

発行年月 令和2年2月

発行 武蔵野市不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方検討委員会

編集 武蔵野市教育委員会 教育支援課 教育支援センター

〒180-0001 東京都武蔵野市吉祥寺北町 4-11-37

TEL0422-60-1899